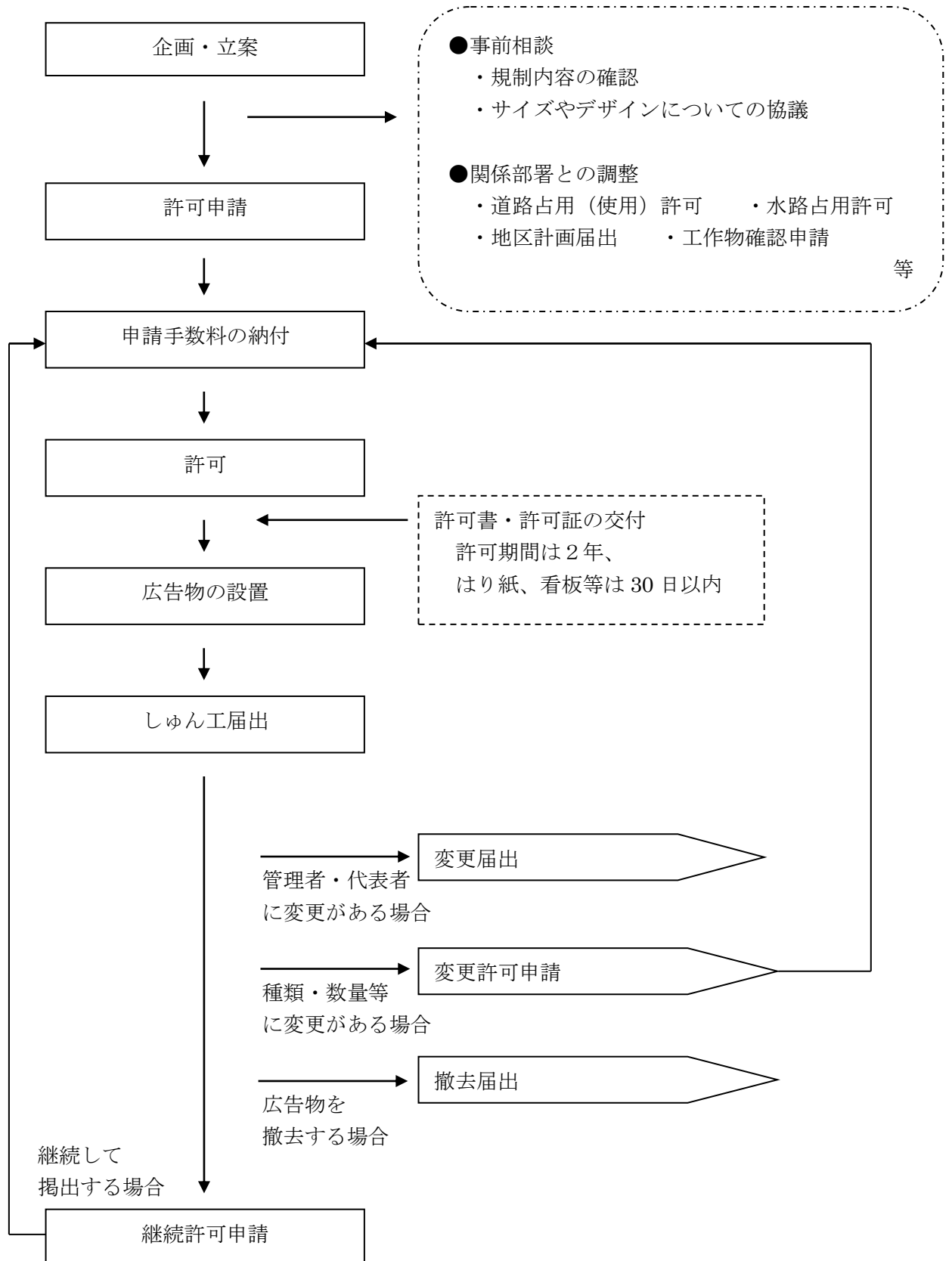


# 屋外広告物許可申請等手続き

許可申請等をする際には、次のような手続きが必要になります。



# 屋外広告物許可申請等書類

種 別	添付書類	摘 要
新規許可申請 (様式第1号)	現況カラー写真	設置場所が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	配置図	
	広告物図面関係	
	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	構造図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	配線図	広告物自体に電気設備を使用する場合
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
道路占用許可書(写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合	
承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	
その他の書類		
変更許可申請 (様式第2号)	現況カラー写真	変更となる広告表示面が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	変更の内容がわかる書類	(新規許可申請添付書類参照)
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
継続許可申請 (様式第1号)	現況カラー写真	広告表示面が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	自主点検結果報告書	高さが4mを超える広告塔または広告板の場合必要
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
	道路占用許可書(写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
	承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要
	その他の書類	
変更届出 (様式第10号)	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
しゅん工届出 (様式第9号)	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
	カラー写真	広告表示面が全てわかるもので、しゅん工後を撮影したもの
撤去届出	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合(両者の押印必要)
	カラー写真	撤去前、撤去後の状況がわかるもの

※ 申請部数は2部(正・副)提出してください。

※ 茨木市への許可申請書等様式は、ウェブページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

茨木市 都市整備部 都市政策課

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所南館5階

直通電話 072(620)1660

FAX 072(620)1730

mail:toshi@city.ibaraki.lg.jp